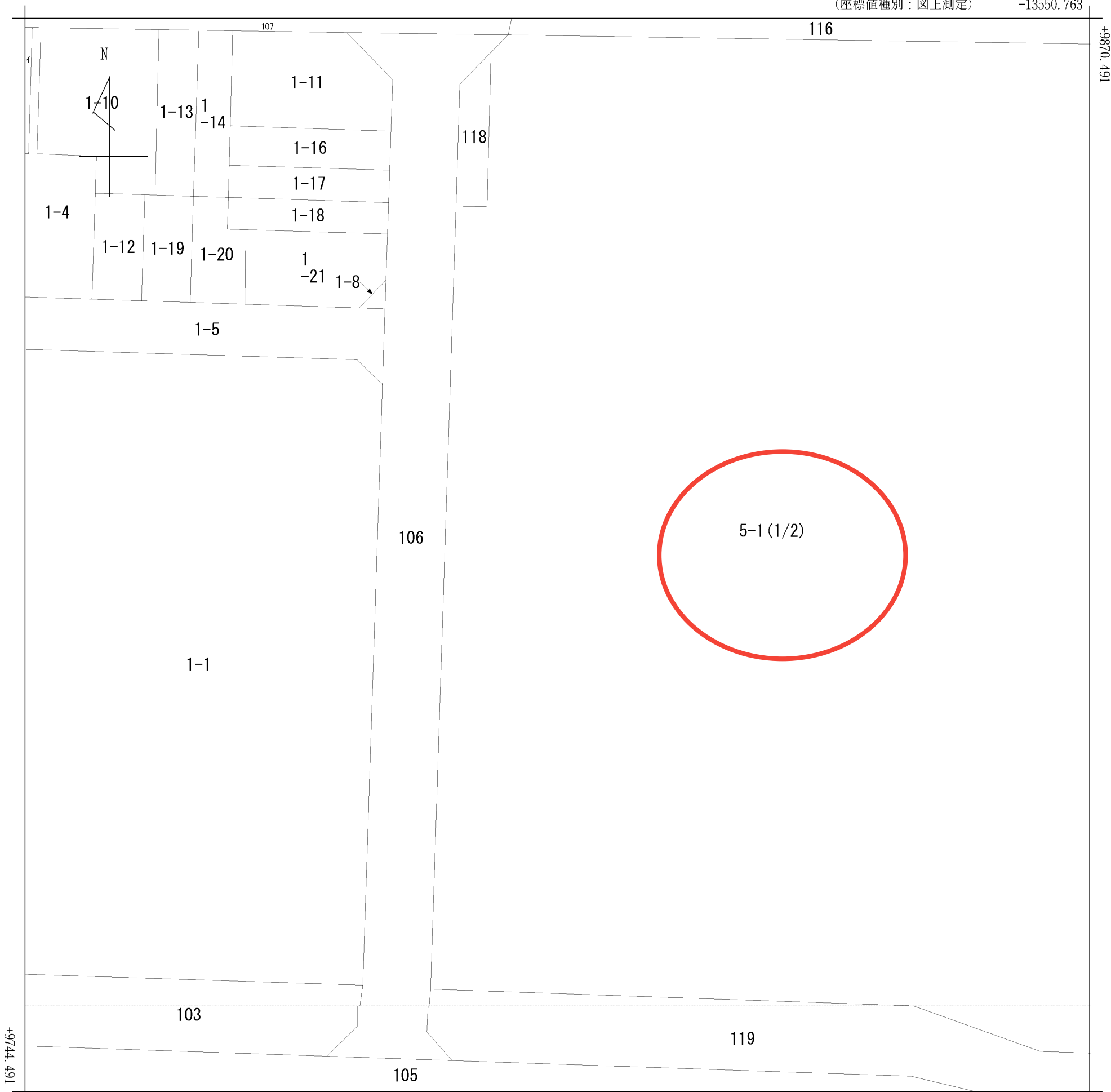


1-15

(座標値種別：図上測定)

-13550.763



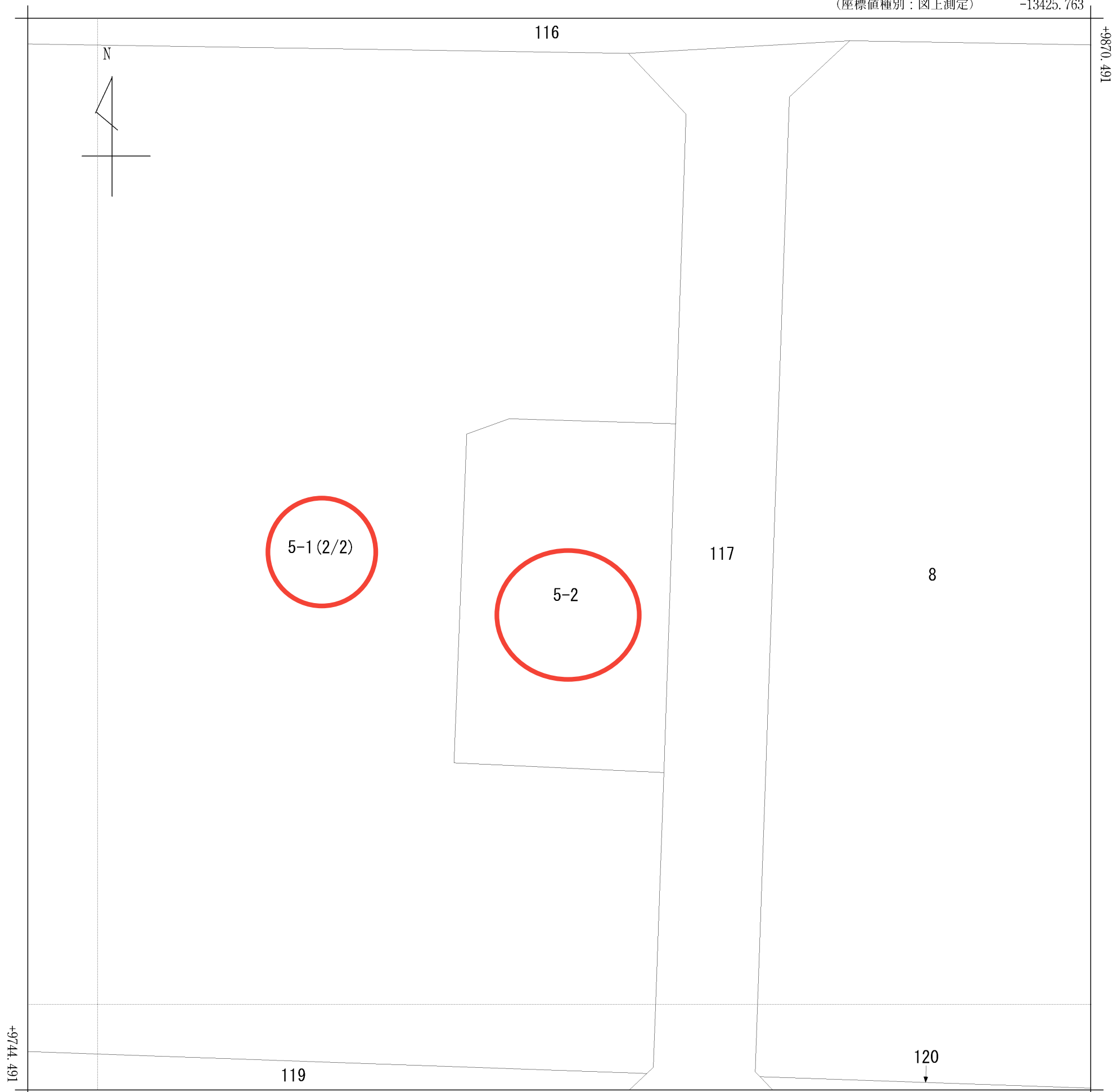
-13675.763

(座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouoki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出	桜田3丁目
--------	-------

請求部	所在	久喜市桜田三丁目				地番	5番1			
出力縮尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号	IX	分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作成年月日	昭和57年8月19日			備付年月日(原図)		補事項				



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出	桜田3丁目
--------	-------

請求部	所在	久喜市桜田三丁目				地番	5番1			
出縮力尺	1/500	精度区分		座標系番号又は記号	IX	分類	地図に準ずる図面		種類	その他
作成年月日	昭和57年8月19日				備付年月日(原図)		補事項			

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年6月13日	不動産番号	0312000321401
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	北葛飾郡鷺宮町桜田三丁目			[余白]	
	久喜市桜田三丁目			平成22年3月23日合併に伴う変更 平成22年5月27日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
339番3	宅地	17491:55		339番2から分筆 〔昭和57年6月29日〕	
5番	[余白]	[余白]	:	①変更 〔昭和57年8月19日〕	
5番1	[余白]	16476:55		①③5番1、5番2に分筆 〔昭和62年7月16日〕	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年6月13日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和57年10月19日 第20041号	原因 昭和55年12月10日売買 所有者 浦和市仲町三丁目12番10 埼 玉 県 住 宅 供 給 公 社 順位2番の登記を移記
2	所有権205分の75敷地権	[余白]	建物の表示 北葛飾郡鷺宮町桜田三丁目5番地 1 一棟の建物番号 東鷺宮駅前ハイツ4号 北葛飾郡鷺宮町桜田三丁目5番地1 一棟の建物番号 東鷺宮駅前ハイツ9号 昭和63年3月23日登記 順位3番の登記を移記
3	埼玉県住宅供給公社持分全部敷地権	[余白]	建物の表示 北葛飾郡鷺宮町桜田三丁目5番地 1 一棟の建物番号 東鷺宮駅前ハイツ5号 同所同番地1 一棟の建物番号 東鷺宮駅前ハイツ6号 同所同番地1 一棟の建物番号 東鷺宮駅前ハイツ7号 同所同番地1 一棟の建物番号 東鷺宮駅前ハイツ8号 昭和63年8月25日登記 順位4番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年6月13日

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年6月13日	不動産番号	0312000321402
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	北葛飾郡鷺宮町桜田三丁目			余白	
	久喜市桜田三丁目			平成22年3月23日合併に伴う変更 平成22年5月27日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
5番2	宅地	1015:00	:	5番から分筆 〔昭和62年7月16日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年6月13日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和57年10月19日 第20041号	原因 昭和55年12月10日売買 所有者 浦和市仲町三丁目12番10 埼玉県住宅供給公社 順位1番の登記を移記
2	所有権295分の90敷地権	余白	建物の表示 北葛飾郡鷺宮町桜田三丁目8番地 一棟の建物番号 東鷺宮駅前ハイツ1号 北葛飾郡鷺宮町桜田三丁目8番地 一棟の建物番号 東鷺宮駅前ハイツ2号 北葛飾郡鷺宮町桜田三丁目8番地 一棟の建物番号 東鷺宮駅前ハイツ3号 昭和62年8月31日登記 順位2番の登記を移記
3	所有権295分の75敷地権	余白	建物の表示 北葛飾郡鷺宮町桜田三丁目5番地 1 一棟の建物番号 東鷺宮駅前ハイツ4号 北葛飾郡鷺宮町桜田三丁目5番地1 一棟の建物番号 東鷺宮駅前ハイツ9号 昭和63年3月23日登記 順位3番の登記を移記
4	埼玉県住宅供給公社持分全部敷地権	余白	建物の表示 北葛飾郡鷺宮町桜田三丁目5番地 1 一棟の建物番号 東鷺宮駅前ハイツ5号 同所同番地1 一棟の建物番号 東鷺宮駅前ハイツ6号 同所同番地1 一棟の建物番号 東鷺宮駅前ハイツ7号 同所同番地1 一棟の建物番号 東鷺宮駅前ハイツ8号 昭和63年8月25日登記 順位4番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年6月13日

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

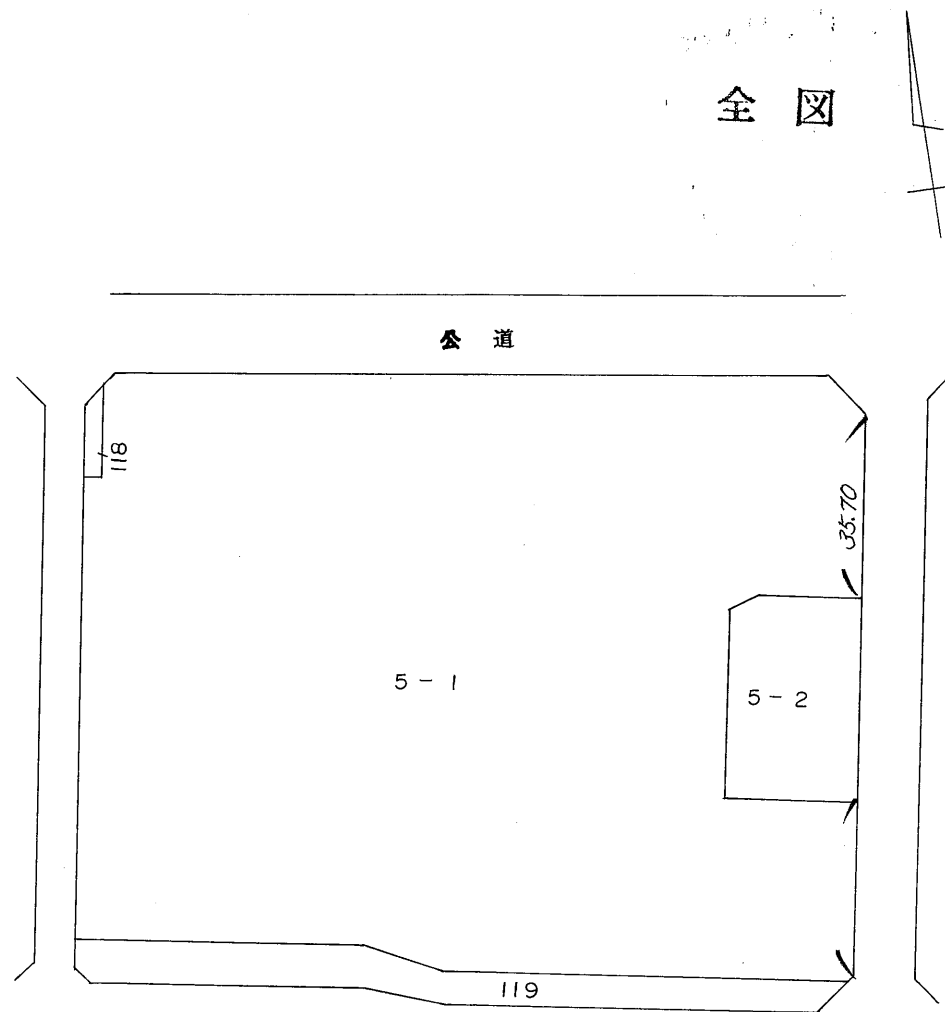
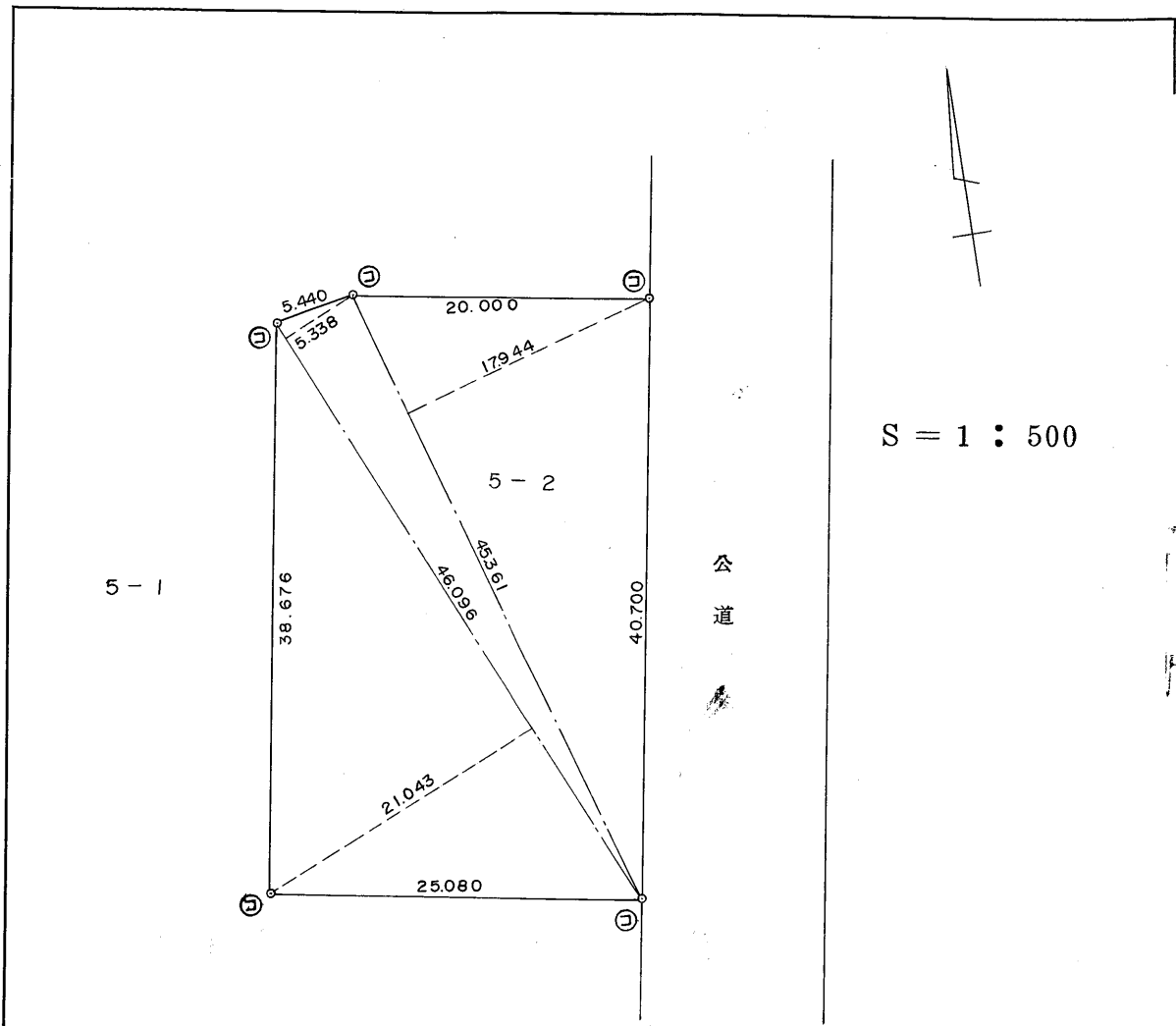
専有部分の家屋番号		5-1-176 ~ 5-1-205			
表 題 部 (一棟の建物の表示)		調製	平成8年6月13日	所在図番号 [余白]	
所 在	北葛飾郡鷺宮町桜田三丁目 5番地 1			[余白]	
	久喜市桜田三丁目 5番地 1			平成22年3月23日合併に伴う変更 平成22年5月27日登記	
建物の名称	東鷺宮駅前ハイツ八号			[余白]	
① 構 造	② 床 面 積		m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
鉄筋コンクリート造スレート 葺5階建	1階		563 : 26	[余白]	
	2階		563 : 26		
	3階		563 : 26		
	4階		563 : 26		
	5階		563 : 26		
[余白]	[余白]	:	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第 2項の規定により移記 平成8年6月13日	
表 題 部 (敷地権の目的である土地の表示)					
①土地の符号	② 所 在 及 び 地 番	③地 目	④ 地 積	m ²	登 記 の 日 付
1	北葛飾郡鷺宮町桜田三丁目5番 1	宅地	16476	: 55	昭和63年8月25日
2	北葛飾郡鷺宮町桜田三丁目5番 2	宅地	1015	: 00	昭和63年8月25日
1	久喜市桜田三丁目5番1	宅地	16476	: 55	平成22年3月23日合併に伴う 変更 平成22年5月27日
2	久喜市桜田三丁目5番2	宅地	1015	: 00	平成22年3月23日合併に伴う 変更 平成22年5月27日

3078016

前5

S62.7.16

地番	5-1,-2	地積測量図
土地の所在	北葛飾郡鷺宮町桜田三丁目 久喜市桜田三丁目	



5-2

$$\begin{aligned}
 &45361 \times 17944 = 813957784 \\
 &46096 \times (5338 + 21043) = 1216058576 \\
 &\text{計} = 2030016360 \\
 &1/2 = 1,015,000 \text{ m}^2
 \end{aligned}$$

5-1

$$17,491,55 \text{ m}^2 - 1,015,000 \text{ m}^2 = 16,476,55 \text{ m}^2$$

凡例	記号	境界標の種類	記号	境界標の種類	記号	境界標の種類
	㊦	石杭	㊧	プラスチック杭		
	㊨	コンクリート杭	㊩	金属杭		
	㊪	金属釘	㊫	刻印		

作製者	浦和市道場2丁目31号 土地家屋調査士 吉野 栄 (昭和62年7月13日作製)
-----	--

申請人	埼玉県住宅供給公社 理事長 下總昇	縮尺	1/1500
-----	----------------------	----	--------

(埼玉土地家屋調査士会紙)

3023990



各階平面図

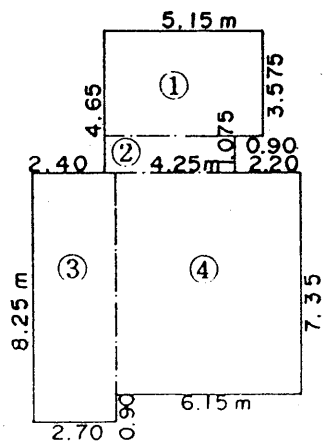


建物図面



家屋番号	桜田3丁目 5番1の176
建物の所在	北葛飾郡鷺宮町桜田3丁目5番地1

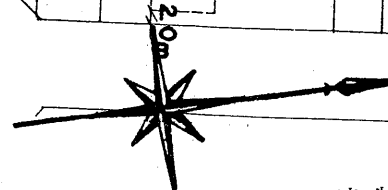
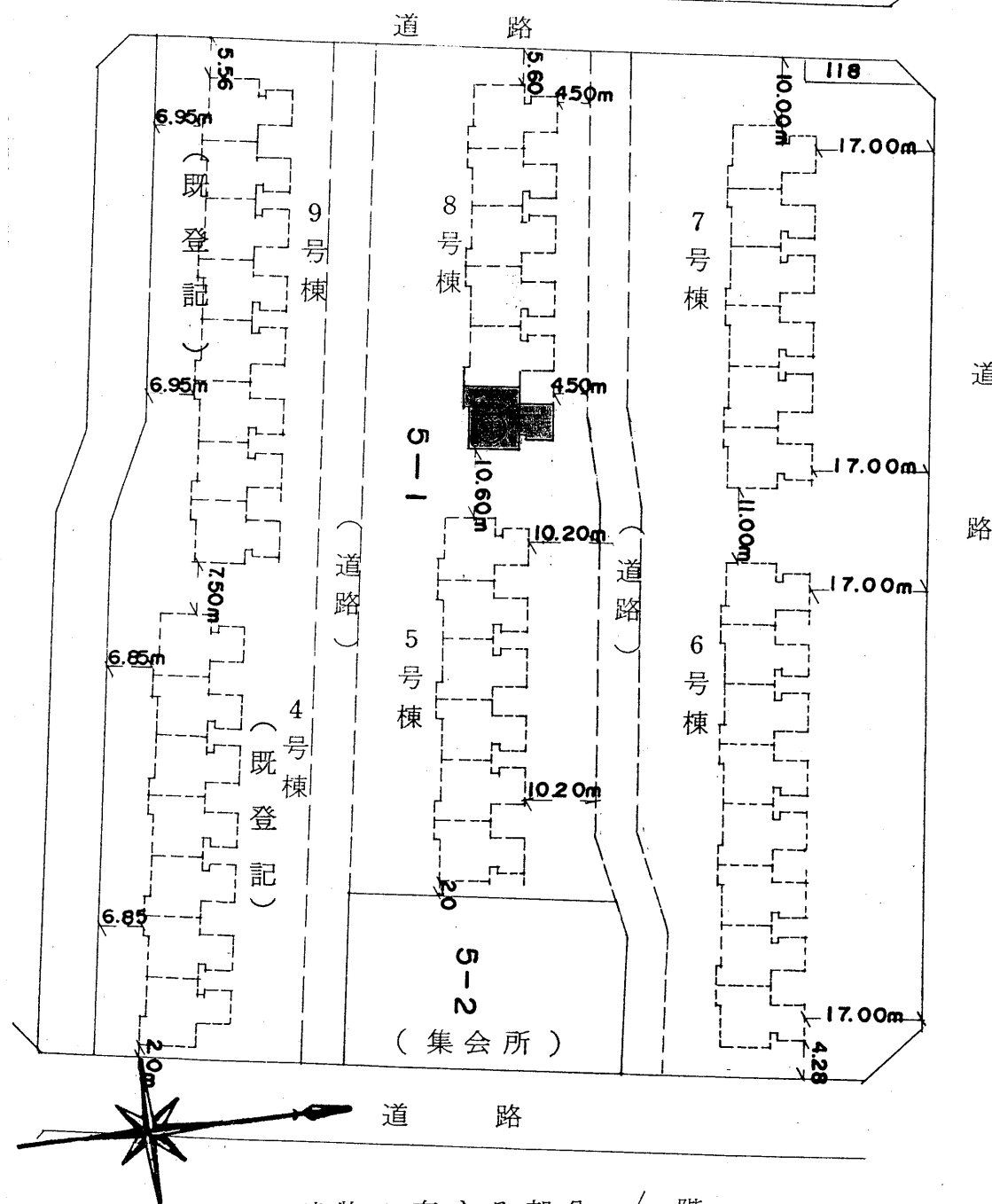
平面図



求積表

①	5.15 × 3.575	= 18.41125
②	4.25 × 1.075	= 4.56875
③	2.70 × 8.25	= 22.2750
④	6.15 × 7.35	= 45.2025
		<u>90.45750</u>

床面積 90.45 m²



建物の存する部分 / 階

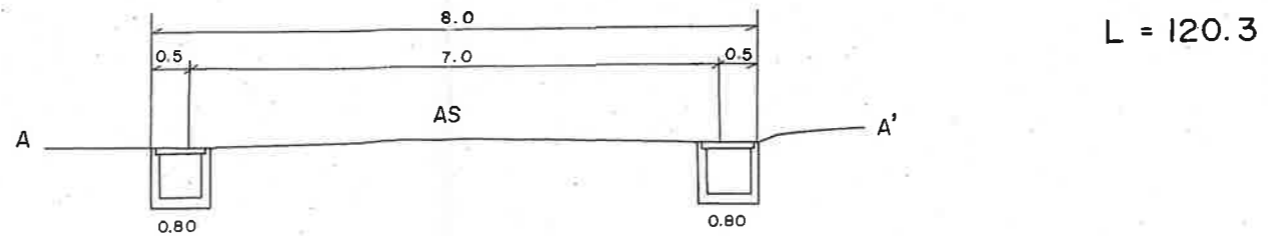
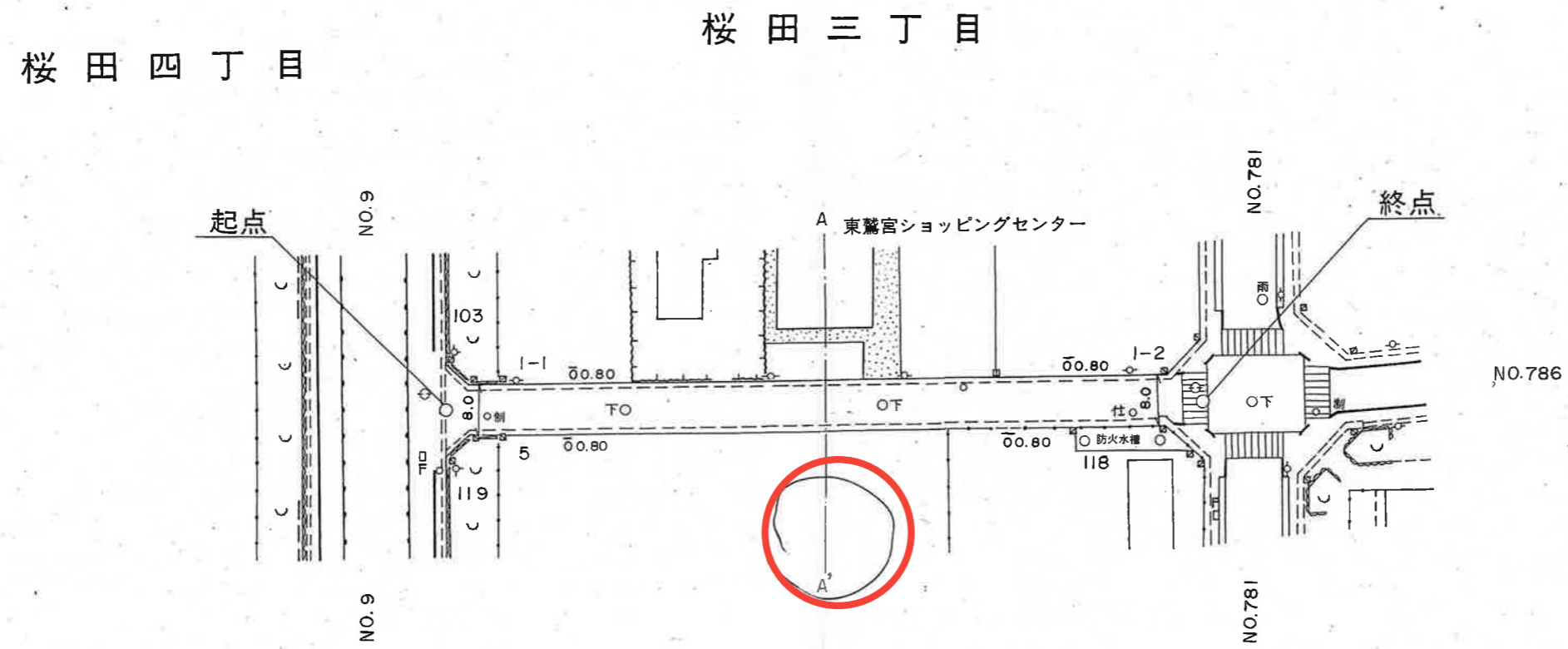
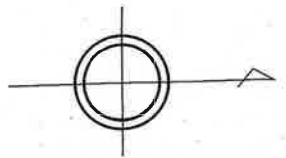
(8号棟 101)

作製者	浦和市高砂2丁目1番1 野間口保雄 (昭和63年8月25日)	土地家屋調査士	縮尺	1 / 250
-----	-----------------------------------	---------	----	---------

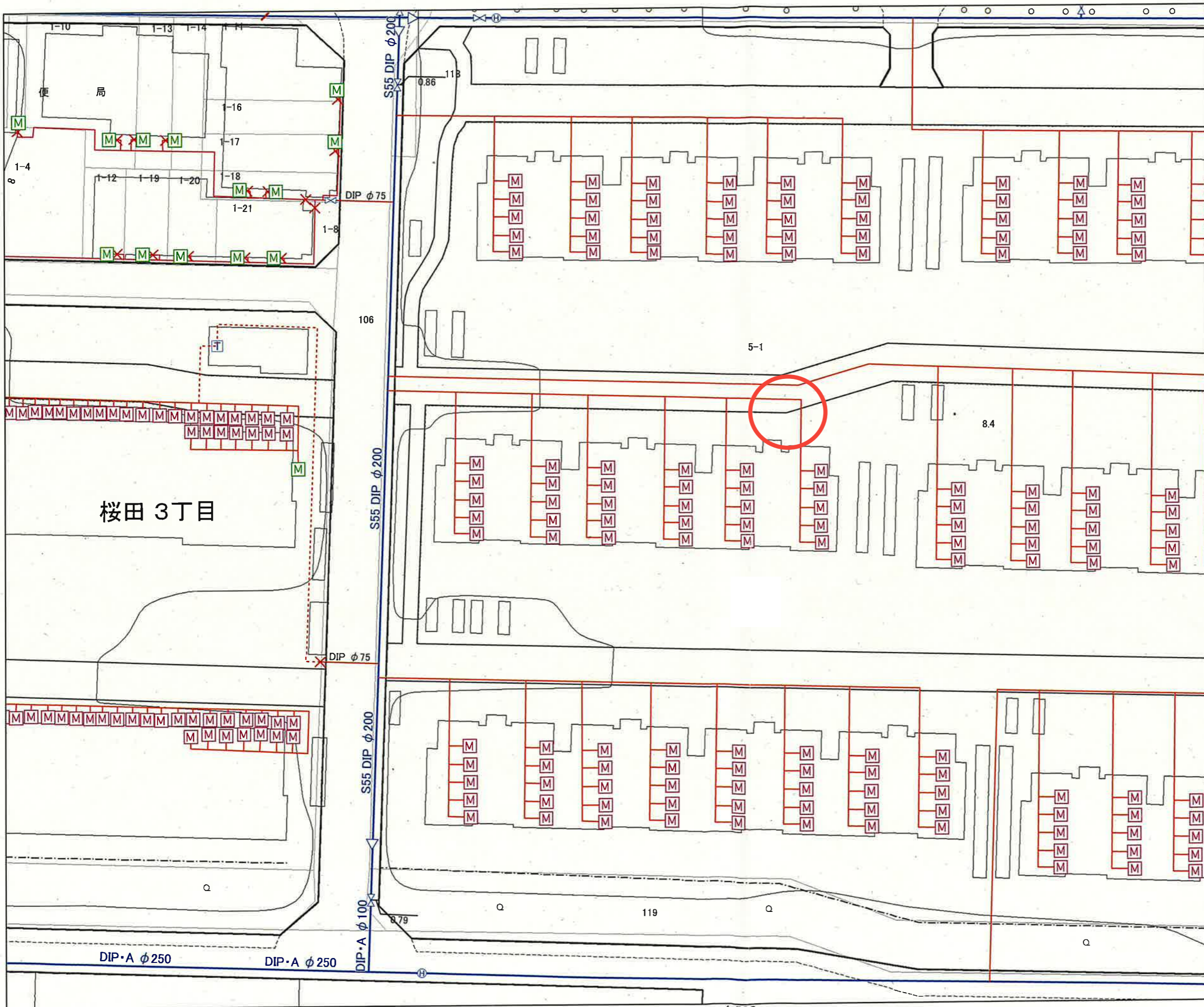
申請人	埼玉県住宅供給公社 理事長 下 總	縮尺	1 / 1000
-----	----------------------	----	----------

鷺宮町道路台帳平面図

3	道路種別	3	測量年月	昭和58年 3月	縮尺	1:1000
---	------	---	------	----------	----	--------



配水管路図



凡例

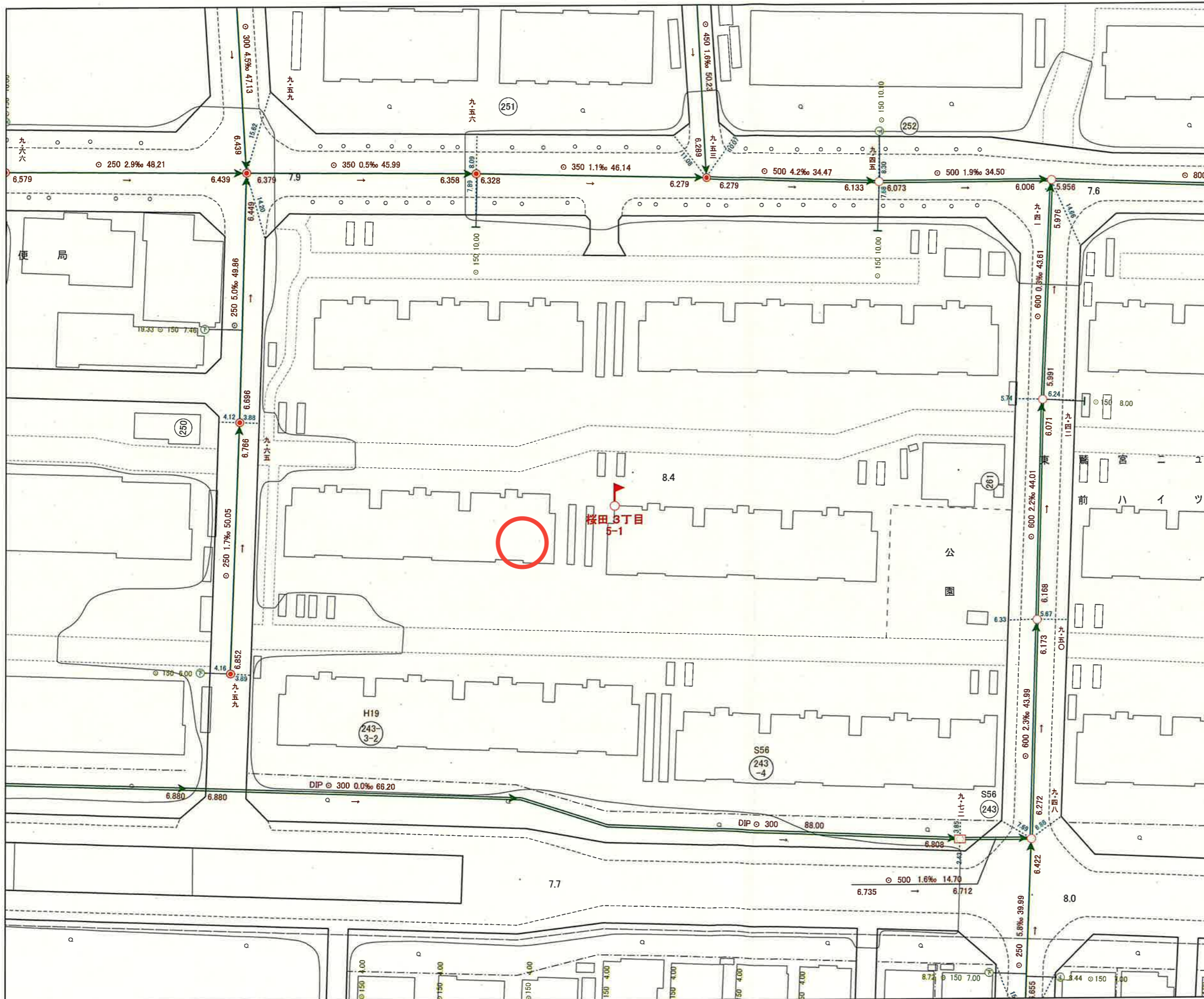
- M メータ
- M 量水器確認済
- M 量水器(位置不確実)
- M 集合住宅メータ
- × 止水栓
- ◀ 排泥先(ドレン)
- × 止水栓
-] 栓止
- ⊗ 制水弁
- ⊙ 排泥弁
- ⊕ 水源
- ▷ 片落管
- ↗ 管種・年度・工区変更点
- 配水管
- 給水管
- - - 給水管(位置・管種・口径不明)
- 集合住宅給水管

この管理図に記載された情報は参考であり
 実際とは異なる場合があります。特に給水管
 については必ずしも正確ではありませんので、
 必ず試掘調査等により確認してください。
 また、管理図の内容については責任を負い
 かねます。

令和08年6月4日

久喜市水道事業

下水道台帳図



凡例

- ⊕ 宅地枳
- | 管止め(汚水)
- 0号人孔
- 1号人孔
- 2号人孔
- ⊙ 3号人孔
- ⊗ 4号人孔
- ⊕ 5号人孔
- Ⓟ マンホールポンプ
- ∇ 塩ビ人孔
- Ⓡ 小型レジン
- Ⓣ 小型人孔(200mm)
- Ⓥ 小型人孔(300mm)
- Ⓦ 小型人孔(400mm)
- Ⓧ 小型人孔(450mm)
- Ⓨ 小型人孔(500mm)
- Ⓩ 小型人孔(600mm)
- ⓐ 小型人孔(700mm)
- ⓑ 楕円人孔
- ⓓ 特1号人孔
- 特殊人孔
- ➔ 合流幹線
- ➔ 合流幹線(圧送)
- ➔ 合流枝線
- ➔ 合流枝線(圧送)
- ➔ 汚水幹線
- ➔ 汚水幹線(圧送)
- ➔ 汚水枝線
- ➔ 汚水枝線(圧送)

この管理図に記載された情報は参考であり
 実際とは異なる場合があります。試掘調査等
 により確認してください。
 令和08年6月4日 久喜市下水道事業

久喜市 高さ制限等規制一覧表

	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	高さ制限 (m)	道路斜線	隣地斜線		北側斜線		日影規制			前面道路幅員による容積率の限度(接道12m未満)		
					立ち上がり (m)	勾配	立ち上がり (m)	勾配	種別	規制される範囲 (敷地境界からの水平距離)			日影を測定する 水平面(平均地盤面からの高さ)	対象となる建築物
										5m超え	10m超え			
第一種低層住居専用地域	50	80	10	1.25	なし	なし	5	1.25	(一)	3h	2h	1.5m	軒高7m超または地上階数が3以上	0.4
	50	100							(二)	4h	2.5h			
	60	100							(二)	4h	2.5h			
	50	150							(三)	5h	3h			
第二種低層住居専用地域	60	100	10	1.25	なし	なし	5	1.25	(二)	4h	2.5h	1.5m	軒高7m超または地上階数が3以上	0.4
第一種中高層住居専用地域	50	150	なし	1.25	20	1.25	なし※	(一)	3h	2h	4m	高さが10mを超える	0.4	
	60	150						(一)	3h	2h				
	60	200						(二)	4h	2.5h				
第二種中高層住居専用地域	50	150	なし	1.25	20	1.25	なし※	(一)	3h	2h	4m	高さが10mを超える	0.4	
	60	200						(二)	4h	2.5h				
第一種住居地域	60	200	なし	1.25	20	1.25	なし	(一)	4h	2.5h	4m	高さが10mを超える	0.4	
第二種住居地域	60	200	なし	1.25	20	1.25	なし	(一)	4h	2.5h	4m	高さが10mを超える	0.4	
準住居地域	60	200	なし	1.25	20	1.25	なし	(一)	4h	2.5h	4m	高さが10mを超える	0.4	
近隣商業地域	80	200	なし	1.5	31	2.5	なし	(二)	5h	3h	4m	高さが10mを超える	0.6	
商業地域	80	400 500	なし	1.5	31	2.5	なし	なし	なし	なし	なし	なし	0.6	
準工業地域	60	200	なし	1.5	31	2.5	なし	(二)	5h	3h	4m	高さが10mを超える	0.6	
工業地域	60	200	なし	1.5	31	2.5	なし	なし	なし	なし	なし	なし	0.6	
工業専用地域	50	200	なし	1.5	31	2.5	なし	なし	なし	なし	なし	なし	0.6	
	60													

※…埼玉県建築基準法施行条例第8条の2により日影の適用範囲が定められているため、適用なし。(56条1項3号)

市街化調整区域	その他の市街化調整区域 (鷲宮地区の60%/100%の地区を含む)	50	100	なし	1.25	20	1.25	なし	(二)	4h	2.5h	4m	高さが10mを超える	0.4
		60	100		1.5				(二)	4h	2.5h			
		60	200		1.25				(三)	5h	3h			
	菖蒲インター地区 地区計画区域 & 鷲宮地区の市街化調整区域	60	200		1.5	31	2.5		(三)	5h	3h			0.6

※…法令等の改正により、数値等が変更となる場合があります。詳細は担当課までご照会ください。